

【6】犯罪諍事の滅諍法とその実際――示談

[0] 次に犯罪諍事の滅諍法について検討する。『パーリ律』などによればこれは「現前ヴィナヤ+自言治ヴィナヤ」、あるいは「現前ヴィナヤ+草覆地ヴィナヤ」によって滅せられるとされている。

犯罪諍事は告発諍事と同様に五篇七聚などの罪に密接に関連するトラブルであるが、これは告発諍事とは異なって被告が罪を認めているというところに大きな違いがあり、そこで「自言治ヴィナヤ」あるいは「草覆地ヴィナヤ」に至る以前の「現前ヴィナヤ」には裁判に相当する作業は含まれない。罪を認めていても重罪を犯したのに軽罪を犯したと言い立てるような場合は裁判が必要であるが、これは「告発諍事」に含まれるからである。

しかし犯罪に関わるものを「示談」で解決すると表現すると、あたかも司法取引のような印象を与えて、少々違和感を感じないではないが、「自言治」あるいは「草覆地」の内容を考えると「裁判」というよりは「示談」の方がよりフィットしているであろうと考えて、副題を「示談」としたのである。

[1] まず「現前ヴィナヤ+自言治ヴィナヤ」という滅諍法の実際を検討する。

[1-1] それぞれの律蔵における因縁譚は次のようになっている。

『パーリ律』：六群比丘が未だ自言しない者に対して、苦切羯磨などを行ったので、世尊が未だ自言しない者に苦切羯磨などを与えたら突吉羅であると定められた、とするのみである⁽¹⁾。

『四分律』：布薩の日に世尊は説戒されなかった。目連は衆中に不清浄なる者がいることを知って去らしめた。世尊は罪を認めてから罪を与えよと説かれ、自言治滅諍を結された⁽²⁾。

『十誦律』：（王舎城において）客比丘が浴室から六群比丘の衣を誤って着ていった。六群比丘は客比丘が自言しないのに見擯羯磨をなした⁽³⁾。

これらの因縁譚はいかなるケースにおいても自言がなければ処罰してはならないという大原則を述べたものであり、「羯磨韃度」において規定される懲罰羯磨を説明するところをそのまま踏襲したのであって⁽⁴⁾、自言治ヴィナヤ独自の因縁譚とは理解しがたい。「滅諍韃度」のさまざまな調停法の違反に関しては、罰則に言及されるところはないにもかかわらず、『パーリ律』においてはこれに違反すると「突吉羅」とされていることによっても知られる。

したがって「滅諍韃度」の因縁譚として重要なのは、『パーリ律』においては続く「非法の自言治」と「如法の自言治」を説く部分にあるとあってよいであろう。ここでは「非法の自言治」を、比丘があつて波羅夷罪を犯し、サンガないしは衆ないしは一人が、この人を難じて「あなたは波羅夷を犯した」と戒告するのに、その者が「私は波羅夷罪を犯したのではありません。僧残罪を犯したのです」と自首し、サンガがこの者を僧残罪の廉で処罰するなどは、非法の自言治であるとする。僧残、偷蘭遮、以下悪説まで同様である。

これに対して、「如法の自言治」は、比丘があつて波羅夷罪を犯し、サンガないしは衆ないしは一人が、この人を難じて「あなたは波羅夷を犯した」と戒告するのに、「そうです。私は波羅夷罪を犯しました」と自首し、この者をサンガが波羅夷罪の廉で処罰するのを如法

の自言治であるとする。僧残、偷蘭遮、以下悪説まで同様である。

要するに波羅夷罪を戒告されたのに僧残罪などのより軽い罪を犯したと自首する場合は自言治で処理してはならず、波羅夷罪を戒告されて波羅夷罪を犯したと自首するような場合に自言治を適用すべきであるというのである。先にも述べたように重罪を戒告されてより軽い罪を犯したと自首する場合は、サンガはこの者を波羅夷罪で告発しなければならないから告発争事となり、裁判が行われなければならないからである。

また『四分律』でも、如法の自言治として波羅夷罪を犯して、波羅夷罪を犯したと自言する場合を説いている⁽⁵⁾。

(1) *Vinaya* vol. II p.083

(2) 大正 22 p.914 下

(3) 大正 23 p.141 中

(4) *Vinaya* vol. II p.003

(5) 大正 22 p.922 上。その他『十誦律』大正 23 p.256 上、『僧祇律』大正 22 p.333 上、参照。

[1-2] この自言治ヴィナヤで争事を滅する実際の手続きを説く場面は、次のようになっている。

『パーリ律』：ある比丘が軽罪を犯し、1比丘あるいは衆多の比丘、あるいはサンガのもとに至り、「私はこれこれの罪を犯した」と告白した。「汝は見るや」、「はい、見ます」、「今後撰せよ」という。現前毘尼と自言治滅である。現前毘尼は1比丘あるいは衆多の比丘のもとに至った場合は法現前・律現前・人現前であって、サンガのもとに至った場合はサンガ現前・法現前・律現前・人現前である⁽¹⁾。

『四分律』：比丘が犯罪を犯し、1比丘あるいは2比丘、3比丘、あるいは僧のもとで懺した。彼らは「自ら汝の心を責めよ。まさに厭離を生ずべし」といった。現前毘尼と自言治滅である。現前毘尼は1比丘あるいは2比丘、3比丘のもとで懺悔する場合は法現前・律現前・人現前であり、「人現前」は懺悔を受ける者がこれにあたる。「自言治」は罪名を説き、罪種を説き、懺悔するのがこれにあたる。僧のもとで懺悔した場合は法現前・律現前・人現前・サンガ現前・界現前である⁽²⁾。

『五分律』：比丘が1比丘のところに行って、「私は某罪を犯しました。大徳に向かつて悔過します」という。彼は「あなたは罪を見ますか見ませんか」、「私は罪を見ます」、「あなたは悔過を欲しますか」、「私は悔過を欲します」という。彼は「あなたは後にまたなすなかれ」という。これが現前毘尼と自言治滅である⁽³⁾。

『十誦律』「争事法」：もしくは他比丘が罪を説くにしても、あるいは説かないにしても、もしくは憶念せしむにしても、あるいは憶念せしめないにしても、自言して「私は僧残罪を犯しました」と、この比丘が僧より別住を乞う。僧は如法、如律、如仏教に別住を与える。これが現前毘尼と自言治滅である。「現前」というのは、別住を与え、別住を得る者が、和合一処して、……。『如法自言』とは、もしくは他比丘が罪を説くにしても、あるいは説かないにしても、もしくは憶念せしむにしても、あるいは憶念せしめないにしても、自言して「私は僧残罪を犯しました。摩那埵・本日治・出罪を与えて下さい」というのに、僧が如法、如律、如仏教に出罪を与えることである。可悔過罪にも適用される⁽⁴⁾。

『十誦律』「七滅諍法」：波羅夷・僧残・波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅を犯して、自ら犯したといい、衆僧問うて犯したか犯さないかを説けといい、自ら犯したと説く。犯さないで、自ら犯さないといい、衆僧が問うて犯したか犯さないかを説けといい、自ら犯さないと説く⁽⁵⁾。

これによれば『パーリ律』も『四分律』も『五分律』も罪を犯した者が自ら告白したことになっており、『十誦律』は諍事法の部分では「もしくは他比丘が罪を説くにしても、あるいは説かないにしても、もしくは憶念せしむにしても、あるいは憶念せしめないにしても、自言して」とし、「七滅諍法」を説く部分では「波羅夷・僧残・波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅を犯して、自ら犯したといい」とするから、必ずしも明了ではない。

しかしこのように罪を犯した者が自ら罪を犯したと告白して、罪の重さにしたがって罰を受けるとするならば、これが諍事とされる理由はないように思われる。

- (1) *Vinaya* vol. II p.102
- (2) 大正 22 p.921 中
- (3) 大正 22 p.156 上
- (4) 大正 23 p.255 下
- (5) 大正 23 p.141 下

[1-3] しかし『僧祇律』の因縁譚は他の律とは異なっている。

『僧祇律』：ある比丘が非梵行を行っているのをラーフラに見られた。そこで先回りして世尊にラーフラが非梵行を行ったと告訴した。一方坐禅をして帰ったラーフラはこのことを失念していたが、世尊がそれを思い出させるためにその悪比丘に化作して現れたので、ラーフラは思い出してこれを世尊に告げた。世尊は彼の比丘もラーフラが非梵行を行ったと言っているという、ラーフラはこれを否認し、私に自言治を与えて下さい、と言った。世尊はもし彼の比丘も自言治を与えられたいといったらどうするのだ、と問われた。ラーフラはそれでは我ら二人に自言治を与えて下さい、と言った。世尊は衆多の比丘に「この比丘に自言治滅を与えよ。未来世に悪比丘あって清浄比丘を誹謗し、自言治を得ないで驅出するが故に」と説かれた⁽¹⁾。

このように『僧祇律』は明らかに他からの告発が契機となって、自言治することになっている。しかもこの因縁譚では「未来世において無罪の罪を告発された者が、自言治を得られないで驅出されるようなことになってはならないから」とされている。

しかしこれに続く部分で、非法の自言毘尼と如法の自言毘尼を説明して、重を問われて軽を説き、軽を問われて重を説く場合など、その答えが実際に犯した罪でない者に与えるのは非法であり、その答えが実際に犯した罪である者に与えるのが如法であるとしているから、因縁譚のように無罪である場合のみでなく、重罪でも軽罪でも、問われて実罪をもって答える場合はこれを適用してよいことがわかる。

そこでその実際の手続き法は、「比丘と比丘とが互いに波羅夷ないし越毘尼罪の罪過を説く場合、すみやかに集僧して修多羅のごとく、毘尼のごとく、世尊の教えの如くに、実にしたがって自言毘尼を与えて滅する」⁽²⁾とされている。しかしこの場合は、告発によって事が始まっているのであるから、どちらの言い分が真実であるのかを判定する裁判が必要であるように思われ、なぜこれが自言治であるのかわからない。他の律でもそうであったように、

いかなる場合の罪の処罰においても「自言」は絶対条件であることには変りがないからである。

(1) 大正 22 p.332 下

(2) 大正 22 p.333 上

[1-4] そこで具体的な自言治滅諍法を説く部分をもう少し丁寧に見てみよう。『パーリ律』には次のように記されている。

比丘があつて軽罪を犯した。この比丘は一人の比丘の元に赴いて、上衣を偏袒になし、蹲踞し、合掌して、「友よ、私は某甲の罪を犯したので、これを告白します」と。そこで次のようにいわれるべきである。「あなたは見ますか」と。「はい、私は見ます」と。「今後撰しなさい」と。これが諍事の滅であつて、現前ヴィナヤ滅と自言治滅である。この現前ヴィナヤは法現前・律現前・人現前である。人現前は説者と聞者が共に現前することである。自言治とは何か。それは自言治の行為としてなすべき作法に着手し、行い終わり、忍受するが故に呵責のないこと、これがここにおける自言治である (*yā paṭiññātakaraṇassa kammaṣṣa kiriyā karaṇaṃ upagamaṇaṃ ajjhupagamaṇaṃ adhivāsanaṃ apaṭikhosanaṃ, idaṃ tattha paṭiññātakaraṇasmim*) (1)。

そしてこれに続いて、この罪の告白が、衆によって受けられる場合、サンガによって受けられる場合があることを述べ、最後のサンガによって受けられる場合の現前ヴィナヤは、サンガ現前・法現前・律現前・人現前とされている (2)。

このようにこれだけをみれば、普通の波逸提の告白のごとくであるが、これが諍事の調停法とされる以上そうでないのはもちろんで、この自言治ヴィナヤの前に「現前ヴィナヤ」があつて、現前ヴィナヤと自言治ヴィナヤによって滅したといわれることによって明かである。要するに先にも述べたように、罪を犯した者がこれを自言する前に、なにがしかの現前ヴィナヤに相当するものが行われていたということになる。

しかしこのことについてはどの律も言及しないので、それを推測してみると、次のようなケースが考えられるのではなからうか。

- (1) 罪を犯したのに、それを自覚しないで他から戒告されて初めて気がついて自首する場合。
- (2) 罪を犯したと自覚して自ら自発的に告白したが、罪の種類通りの告白の手續きに悖っていた場合。例えば上座に告白しなければならないのに、下座に告白するというような場合。
- (3) 罪を犯したと自覚して自ら自発的に告白したが、勘違いして重い罪を軽い罪あるいは軽い罪を重い罪と告白した場合。
- (4) 自分で自覚していた罪以外の罪を、その時に気付かされた場合

などではなかつたであろうか。(1) に使った「戒告」というのは「はじめに」において法律的語句定義をしておいたごとく、サンガに告発される前に説得あるいは教誡されることを意味させている。そしてこれによって罪を告白する場合に自首という言葉を使っているのである。

このような場合は、律蔵の規定にしたがつて罪を犯した者がただちに自発的に告白したわけではないし、告白された罪を受理する方も通常の告白に対応するようにそのまま受理でき

ない。例えば普通の捨墮罪第1条「迦絺那衣戒」の場合は、それを犯した比丘がサンガあるいは衆多の比丘あるいは一人の比丘のところに行って、偏袒右肩し、サンガに行った場合は上座比丘の足を礼し、蹲踞合掌して、

諸大徳、この衣は私によって10日を過ぎて蓄えられたもので捨すべきものです。私はこれをサンガに捨します。

と言ひ、上座比丘がこれを受ければ、一件落着して、この比丘は清浄となつて、捨てられた衣はこの比丘に返される。

しかし上記のような場合は、他から戒告されて初めて気がついたとか、律に規定された告白の手続き通りではなかったというように、告白がスムーズに行われていないわけであるから、「友よ、私は某甲の罪を犯したので、これを告白します」というような、通常とは異なる告白の仕方となり、告白を受けた方も「あなたは見ますか」と確認し、告白した方は「はい、私は見ます」と再度罪を認めて、告白を受けた者は「今後撰しなさい」というような念押し作業が必要となるわけである。

先にも記したように『僧祇律』の場合は他からの告発から事が始まっているように感じられるが、手続き法のところでは「比丘比丘相説罪過」としており、これは「戒告」レベルであるように感じられる。覓罪相ヴィナヤを検討したところでも記したごとく、『僧祇律』の場合はサンガが諍事として取り上げると解釈する時点はかなり作業が進んだ時点であるのと共通する。

(1) *Vinaya* vol. II p.102

(2) 同

[1-5] ところで自言治ヴィナヤの実際を説く場面においては、軽罪に対する措置が例に引かれる律があった。『パーリ律』がそれであり、『四分律』『五分律』は懺悔すれば許される罪であるように記されている。しかし『十誦律』の「滅諍毘度」には僧残罪の罪を犯したケースが因縁譚として語られ、「七滅諍法」を説く部分では波羅夷・僧残・波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅を犯して、自ら犯したというケースも含まれるように記されている。『薩婆多毘尼毘婆沙』⁽¹⁾は「非法の自言治は、波羅夷……突吉羅を犯して衆僧が問うて、『犯さず』といい、犯さずして『犯した』というもの。如法は犯して『犯した』といい、犯さずして『不犯』というもの」とするから、これも重罪を含むとするわけである。『僧祇律』の因縁譚も不浄法を犯したというケースであり、手続き法を説く場合は波羅夷ないし越毘尼罪とされている。

しかし律蔵のすべてはそもそも「犯罪諍事」の定義を五篇七聚とするのであるから、この滅諍法にはもともと波羅夷や僧残罪などの重罪も含まれているはずであり、「自言治ヴィナヤ」も五篇七聚のすべての罪が対象になっているものと考えらるべきであろう。

しかしこのうちの波羅夷罪と僧残罪は告発が可能な罪であるから、もしこの罪を犯したと告発されたとするなら、それは先の「告発諍事」の憶念・不癡・覓罪のいずれかのヴィナヤで調停が計られるのである。しかしこれら憶念・不癡・覓罪のヴィナヤはすべて「羯磨」と呼ばれるように、サンガにおいて処理されるべきものであって、したがってこの「告発」はサンガに対してなされたのであり、サンガがこの告発を取り上げて、裁判を行うということになる。しかも憶念・不癡・覓罪のヴィナヤはこの告発に対して、初めは無罪を主張する場

合に適用されるのである。しかしながら波羅夷罪や僧残罪などの重罪の場合であっても、普通はサンガに対して直ちに告発するのではなく、戒告して自首するように説得がなされたであろう。そしてこの説得を受けて罪を認め、自首する場合は「告発諍事」にはならないわけであるから、この場合は「自言治」で処理されたのであろう。したがって自言治ヴィナヤには波羅夷罪や僧残罪などの重罪も含まれるのである。

(1) 大正 23 p.562 上

[1-6] このように自言治ヴィナヤは罪を犯した者の自言によって滅するとされるにかかわらず、これが諍事とされるのは、罪を犯した者が規定通りに告白しなかったということで‘adhikaraṇa’すなわち「事件」となるのであろう。そして戒告などを受けて自首し、これを自言治ヴィナヤによって処置するところにもって行くまでが「現前ヴィナヤ」であり、この現前ヴィナヤによって確認されたこの‘adhikaraṇa’すなわち事件が、本来の五篇七聚の罪の処置、すなわち懺悔して清浄となる罪を犯した者は懺悔し、罰に処されるべき罪を犯した者にはしかるべき罰に処することが、自言治ヴィナヤということになるのであろう。このあたりの消息が、比丘があって波羅夷罪を犯し、サンガないしは衆ないしは一人が、この人を難じて「あなたは波羅夷を犯した」と戒告するのに、「そうです。私は波羅夷罪を犯しました」と自首し、この者をサンガが波羅夷罪の廉で処罰するのを如法の自言治である、と表されるのである。

このように犯罪諍事の自言治ヴィナヤは、被告に相当する者が多少の行き違いがあったとしても、事がサンガに持ち込まれる前に、事前に罪を認めるということが前提になっているのであるから、事実確認や説得・教誡に相当する「現前ヴィナヤ」は内々にスムーズに行われるのが原則であり、「自言治ヴィナヤ」はこの本人の自言（自首）を受けて、今後は律の規定通りに告白すべきことが説諭され、規定通りの罰に処すことであるとする事ができる。もちろんこれが波羅夷や僧残罪などのようにサンガが処置しなければならない犯罪の場合は、この段階でサンガ現前が求められることになる。

[2] 次に犯罪諍事の「現前ヴィナヤ+草覆地ヴィナヤ」による滅諍法の実際を検討する。

[2-1] まず『パーリ律』の因縁譚を紹介する。

比丘らが訴訟を起こし、互いに言い争い、多くの非沙門の法を行い、語に散乱があった。そこで彼らに、「もし我らが、相互に断罪しあえばこの争いは粗暴になり、破僧に至るかも知れない。我らはどうすべきであろうか」という思いが生じた。世尊にこれを報告すると、世尊は如草覆地で滅すべきことを許すと、定められた⁽¹⁾。

その作法は、すべての者が一処に集会して、「聰明有能なる比丘」がサンガに告げて言う。

サンガよ、私の言うところを聞け。われらは訴訟を起こし、互いに言い争い、多くの非沙門の法を行い、語に散乱があった。そこで彼らに、「もし我らが、相互に断罪しあえばこの争いは粗暴になり、破僧に至るかも知れない。もしサンガに機が熟せば、サンガはこの諍事を如草覆地法によって滅しよう。ただし僿重の過と在家相応の罪を除く。と。

そこで一方の徒党の比丘らのうちの「聰明有能なる比丘」は自分の徒党に対して、

具寿らよ、我が言を聞け、我らは訴訟を起こし、……破僧に至るかも知れない。もし

具寿らに機が熟すれば、私は具寿らの罪と私の罪を具寿らの利益と私の利益のために、サンガの中において如草覆地法によって説示しよう（*deseyyam*）。ただし僿重の過（*thullavajja*）と在家相応の罪（*gihippaṭisaṃyutta*）を除く。と告げ、また他方の徒党の比丘らのうちの「聡明有能なる比丘」も自分の徒党に告げて、同様にいう。

そしてしかる後に、一方の徒党の比丘らの中の「聡明有能なる比丘」はサンガに告げて、サンガよ私の言うところを聞け。われらは訴訟を起し、互いに言い争い、多くの非沙門の法を行い、語に散乱があった。そこで彼らに、「もし我らが、相互に断罪しあえばこの争いは粗暴になり、破僧に至るかも知れない。もしサンガに機が熟すれば、私はこの具寿らの罪と私の罪をこの具寿らの利益と私の利益のために、サンガの中において如草覆地法によって説示しよう。ただし僿重の過と在家相応の罪を除く。これが表白である。

として、これを白二羯磨の形式によって決定する。また一方の徒党の「聡明有能なる比丘」もサンガに告げて同様に白二羯磨の形式によって決定する。そしてこれによってこの比丘らはその罪から出るのである。

少々込み入っているが、これを解説すると次のようになる。軽微な罪について争っている二つのグループがあったとしよう。そこでその界に住するすべての比丘を集めて、サンガ全体の「聡明有能なる比丘」がサンガに対して、このような軽微な罪で争って破僧に至るようなことがあるとつまらないから、草覆地ヴィナヤによって争いを終結させようと提案するのである。

そこで相争う二つのグループの「聡明有能なる比丘」がそれぞれのグループに対して、このような軽微な罪で争って破僧に至るようなことがあるとつまらないから、草覆地ヴィナヤに基づいて、サンガの中で私たちは罪を犯しましたと告白して、争いを解決しようじゃないかと提案し、同意を取るのである。

そして相争う二つのグループの中の一つのグループの「聡明有能なる比丘」が、サンガの中で「私たちは如草覆地法に基づいて罪を告白します。聴する者は黙せ」と、白二羯磨の形式によって出罪し、他方のグループの「聡明有能なる比丘」も同様に行き、出罪するのである⁽²⁾。

要するに双方が、自ら罪を起しましたと罪を告白して清浄となり、争いを鎮めるということになる。

このように草覆地ヴィナヤは、これ以上争うと大事になるから、これ以上自分の言い分を主張し、他の言い分を批判することをやめようと妥協して、双方が罪を認めて、喧嘩両成敗の形で、紛争を解決するのである。したがって *Samantapāsādikā*⁽³⁾ によれば、次のように解説されている。「大便とか小便が、触れた者を悪臭で苦しめるのに対して、草で覆ってうまく隠されたその臭いは苦しめないのと同様に、その根本やそれに付随する事柄にまで溯って静めようとして、粗暴さと困難さと分裂を引き起こしている紛争を、この羯磨によって鎮めれば、大便が草で覆うことによって隠されるように、よく隠されたことになる、というこの羯磨が、草で覆うことのようなものであるということで、如草覆地といわれるのである」と。要するに臭いものに蓋をするのである。

- (1) *Vinaya* vol. II p.086
- (2) *Vinaya* vol. II pp.088、103
- (3) vol. VI p.1193、「佐々木第1論文」『仏教研究』第35号 p.173, *Kaṅkhāvitaraṇī* p.276 「佐々木第1論文」同 p.182

[2-2] 『パーリ律』以外の律のいうところを簡単に紹介しておく。基本的には『パーリ律』と異なるところはない。

『四分律』：比丘が多く衆罪を犯し、非沙門の法を行った。両方の衆の中で如草覆地をなす事を提案し、白二羯磨の形式によって決議する。これは重罪と遮不至白衣家羯磨を除く⁽¹⁾。

『五分律』：比丘があつて鬪争しあい罵言して身口に悪行を起こした。僧は白二羯磨草布地悔過を行った。何を草布地というのかといえば、諸比丘が鬪争を説かず、草が更に根本を問わないからである⁽²⁾。

『十誦律』「諍事法」：諸比丘が鬪争し互いに悪口しあつた。比丘らは一処に和合して、布草比尼で滅することを決め、それぞれの徒衆が、なすところを偷蘭罪と白衣相応罪を除いて発露悔過して収めた⁽³⁾。

『十誦律』「七滅諍法」：コーサンビーの比丘らが諍論した。比丘らが一処に和合し、布草比尼法をもって滅しようとするが単白羯磨の形式によって決める。両部はそれぞれ集まって、偷蘭遮罪と白衣相応罪を除き、この事を発露悔過する⁽⁴⁾。

『僧祇律』：コーサンビーの比丘らが法・非法をめぐる争つた。舎衛城に行き、優波離の指示に従って還つて滅しようとしたが解決できなかった。そこでまた舎衛城にやってくる、世尊の指示を仰いだ。世尊は長寿王の本生を説いて諫めたが、収まらなかった。そこで如草布地毘尼をもって滅することを指示された。一部衆のうちの宿徳にして弁才明了なる者が、第2部衆に向かつて共に懺悔し、草布地によって滅しようとする⁽⁵⁾。

『根本有部律律撰』：如草相掩というのは、兩つの朋が鬪争して不和合なるとき、二朋のうちの尊宿者が、各自らの朋において理をもって告示し、他黨の處においても共に懺摩をなし、其の犯すところの罪を咸く皆な説悔して、高慢心を息め、共に和合することを求め、このように展轉して更相に懺謝する、草をもって相掩うが如くに⁽⁶⁾。

『薩婆多毘尼毘婆沙』：一住処の比丘たちが鬪争し争うことを反省して、布草毘尼をもって滅しようとする提案し、2部に分かれてそれぞれのところで、我らは偷蘭遮と白衣相応罪を除き、発露悔過すると説く⁽⁷⁾。

- (1) 大正 22 p.921 下、p.915 下
- (2) 大正 22 p.156 上
- (3) 大正 23 p.256 上
- (4) 大正 23 p.147 上
- (5) 大正 22 p.334 下
- (6) 大正 24 p.608 上
- (7) 大正 23 p.564 中

[2-3] ところでこの草覆地ヴィナヤが適用されるケースというのはどのようなものであったのであろうか。そこで思い出されるのが『十誦律』や『僧祇律』がイメージしている「コー

サンビー鍵度」である。このケースはごく些細なことに対して、ある者たちがそれは罪だと主張し、それを犯した者がいったんは罪として認めたものの、いやそれは罪ではないという主張に引きずられて、罪を認めたことを撤回したので、罪だと主張する比丘たちが罪を見ないことによる挙罪羯磨をなし、罪ではないとする比丘たちはこれは挙されたことにならない、非法の挙罪羯磨であると争った争いである⁽¹⁾。

これに対して釈尊は罪を犯したと非難する比丘たちには、破僧となることを恐れて非難するなと言われ、罪を犯したと非難されたほうには破僧となることを恐れて罪を認めよと、説かれたとされている。したがって精神としてはこの草覆地ヴィナヤに等しいといえるであろう。

ただしこのコーサンビーの比丘らの紛争は、不見罪によって挙された比丘が罪を認めて、解羯磨を願い出たことによって和解し解決したことであり、一方のみが罪を認める形になっているのであるから、結末は異なる⁽²⁾。しかしコーサンビー鍵度の場合はこのようにして解決したが、草覆地ヴィナヤという解決方法によって解決するということもありうるということであろう。

(1) *Vinaya* vol. I p.337、『四分律』大正 22 p.879 中、『五分律』大正 22 p.158 下、
『十誦律』大正 23 p.214 上

(2) *Vinaya* vol. I p.356、『四分律』大正 22 p.883 下、『五分律』大正 22 p.160 下、
『十誦律』大正 23 p.217 上

[2-4] この滅諍法は「僇重の過と在家相応の罪を除く」とされている。そもそもこの和解法は双方が罪を認めて懺悔することによって解決する方法であるから、罪を告白して懺悔するのみでは清浄とならない重罪には適用できない。またこれは罪を根本まで溯って追求することなく、有耶無耶にして処理するという方法であるから、波羅夷罪や僧残罪に相当するような罪に適用するのはふさわしくないといえるであろう。僇罪と同時に在家相応の罪が除外されているのも、在家に係わる事件は臭いものに蓋をするといういい加減な処置は認められないということであろう。ちなみにもしこれが重罪であったならば、自言治ヴィナヤによって解決するか、告発しなければならないようなケースは覓罪相ヴィナヤの措置がとられたのであろう。

[2-4] 以上のような諍事の滅し方は、現前ヴィナヤと草覆地ヴィナヤによったものとされている。もちろんこの「現前ヴィナヤ」は、サンガ現前・法現前・律現前・人現前である。したがって双方が草覆地ヴィナヤを採用しようというところにもっていく前には、サンガによる事実関係の確認作業や調停の努力がなされているのであり、それが「現前ヴィナヤ」である。そしてこの「現前ヴィナヤ」の調停の結果として「草覆地ヴィナヤ」が行われ、示談が成立するのである。

なお以上の記述の中で、「白二羯磨の形式」「単白羯磨の形式」などという語を用いてきたが、律藏の中で実際に羯磨という語を用いるのは「白二羯磨草布地悔過」という『五分律』のみである。確かに最終的にはサンガ全体で草覆地ヴィナヤを行うのであるから、これはサンガが現前していることになるが、その途中における 2 部が別々に行うものは羯磨とはいえないと理解して、「白二羯磨の形式」「単白羯磨の形式」と表現したのである。